

横浜いのちの電話

広報69号

2005.5.1

社会福祉法人 横浜いのちの電話

事務局 〒240-8691 横浜市保土ヶ谷郵便局 私書箱32号 TEL.045-333-6163

発行人 渡邊詢子 横浜いのちの電話広報担当(沢野・高橋・堀木)

制作 Visual Communication Design Convivia



悩むより専門家に相談してみよう…

景気の動向が回復を示しているのに自殺が一向に減らないという。雇用が増えているのになぜだろう。

どの職場もそれなりのリストラがあり、たいていの職場は人員が減らされたあおりと、ちょっとした好況で過重労働気味だとか。

派遣とかフリーターと呼ばれる低賃金で不安定な雇用は、様々なストレスを生み出し精神的なダメージを生み出しているという。

また、中高年の長期失業者は生活苦に追われ、借金に走り、サラ金やヤミ金に追いつめられる。

今、自殺の原因で急速に拡大しているのは借金なのだという。

横浜いのちの電話は一般の電話相談のその先に専門相談として、心理の他に法律の専門相談を持っている。相談員の判断で必要と思われるケースに、専門相談を紹介している。離婚、負債、相続問題など、法律専門家の知識を借りなければ、身動きもとれず、解決の糸口も見えずただ混乱を深めるばかりということがある。

自分の手に負えないときは、専門家の力を借りよう。そして、もしも知人にそんな相談をされたら、ただ尻込みするのではなく、専門家を指し示すことも大切だ。

社会資源のひとつとして、悩み解決の支援のシステムの一つとして、法律家に相談できることは力になる。今号は、横浜いのちの電話の法律相談に取り組む弁護士からその実情をうかがった。



法律相談にできること

悩みの渦の中から第一歩を踏み出すために

横浜いのちの電話 法律専門相談担当 千木良正 弁護士



私は2001年6月から「横浜いのちの電話」の法律専門相談を担当させてもらっています。

「横浜いのちの電話」の法律相談は次のような手続きで進められます。まず相談員が「いのちの電話」にかかってきた内容をよく聞いて、これは法律相談つまり弁護士に直接相談した方が良いと判断した場合、その人が弁護士に直接相談する意思があるかどうかを確認します。そして法律相談日と電話番号をお知らせするという方法を採用しています。

法律相談を担当している弁護士は5人いますが、それぞれが「横浜いのちの電話」の専門相談のために月1回、2時間を提供しています。

現在、一般市民が弁護士に相談したいと思ったときには、知合いの弁護士がいればその人に相談するか、あるいは、弁護士会や県や市町村などの行政が行っている法律相談に出かけるのが一般的だと思います。

しかし、法律問題を抱えている人の中で、知り合いの弁護士がいたり、弁護士会や行政の法律相談に足を運ぶことができるのは一部の人だと思います。すなわち、自分が抱えている問題が法律問題に関係ありそうだ、ということに気がついて、法律相談窓口にまで足を運ぶだけの元気がある人たちに限られてしまいます。

いのちの電話の法律専門相談を担当していて感じるのは、電話をかけてくださる方々の中には、自分が抱えている問題に押しつぶされそうになり、その悩みを整理することができないため、一体誰に相談したらよいのか分からない状態に落ち込んでしまっている人が多いと言うことです。そのような人にとっては「まず弁護士に相談してみよう」という発想がでてくることは稀なのです。そして、仮に「弁護士に相談した方が良い」と思ったとしても、悩みに押しつぶされそうになっている人にとって、弁護士会や行政の法律相談にまで足を運ぶことでさえ、相当の気力や勇気が必要になってくるのです。

複雑な悩みの渦に巻き込まれてしまっている人にとって「いのちの電話」に相談する中で、問題を少しずつ整理してもらい、また法律に関係しそうな問題については気軽に電話で法律相談ができることは、悩みの渦の中から一歩を歩み出す手助けとなっているように思います。

このような法律専門相談を設置しているのは、全国の「いのちの電話」でも横浜だけなのだそうですが、実際のニーズは大きいと思いますので、ぜひ、他の地域の「いのちの電話」でも導入してもらいたいと思っています。特に弁護士過疎地域には誰にも相談できずにいる人が多いはずですので、気軽に電話

借金 LUNSN

法律相談のベスト3は、1離婚 2借金 3相続だという。今、自殺率を押し上げている原因といわれている借金の問題についても、どのように対処したらいいかがうかがってみた。

サラ金からのひっきりなしの催促の電話など、パニック状態に陥りそうだが、弁護士が介入すると業者からの催促の電話はまずピタリと止まるそうである。そして、法律に従った速やかな解決が可能だということだ。要するに悩むより専門家の弁護士に相談することが第一だ。

にもかかわらず、それが出来にくいのは弁護士費用に不安を感じる人が多いからだろう。うかがってみると、それぞれのケースによって違うが、いろいろな救済策が用意されているらしい。

自己破産者や、経済的に余裕がない人のためには法律扶助協会のシステムや、弁護士が個人的に分割払いでひきうけたり、見積をもらうこともできるそうだ。方向としては弁護士一人ひとりの報酬規定も自由化に向かうらしい。つまり、報酬のことも含めて相談したほうがよさそうだ。その上でできることをすればよいと思う。

問題は、借金した本人が弁護士とコンタクトをとることが重要だということだ。本人の自覚が大切なのに、親兄弟などまわりが借金を返してしまい、結局また借金を繰り返すというケースが少なくないという。これは、電話相談でも同じことで、心配しているまわりからの電話が多く、本人からは少ないという。

相談ができる窓口は是非とも必要だと思います。

さて、実際の相談内容は、行政等で行っている法律相談と殆ど同じで、離婚とか相続、あるいは借金の問題が多いです。場合によっては、ごく簡単な法律的アドバイスをただけで問題が解決し、安心していただけることもあります。その一方で、法律問題とは直接関係のない相談をされる方もおります。しかし、そのような場合でも「法律相談以外ですから駄目ですよ」というような対応はしないようにしています。悩みの渦の中からようやく第一歩を踏みだそうとしているわけですから、本人自身は十分に整理して話すことができないわけで、仮に相談内容が法律問題ではなかったとしても、「これは法律問題ではなかったんだ」という整理ができることは、その人にとって一つの前進になると思います。ですから一般相談員も、法律相談に回すケースなのか否かということ余り硬く考えないで、とりあえず法律相談に気楽に回してもらった方が良くと思っています。

相談の中で多くかつ悩ましい問題は、離婚問題ですね。それも若い方ではなくて50代から60代位の長年結婚生活をしてきて、夫から暴力を振るわれたり、離婚を迫られたり、あるいは夫に自宅を出ていかれてしまったりして困っているという相談がしばしばあります。ひとりでは生活する力もないし、これからの生活がすごく不安で、もし離婚ということになったらどうなるのか、という心配は本当に大きな悩みだと思います。このような状況に陥ると、もともと相当元気な人でも、自分で物事を決めていくことは結構大変なことなのです。そのうえ法律的な知識もないとなると、一歩も動けなくなってしまいます。このような相談の場合、例えば、裁判で離婚が認められるのか、財産分与や慰謝料は幾らくらいになるのか、生活費は幾らくらい支払ってもらえるのかなどの法律的なアドバイスはある程度できます。

しかし、そのようなアドバイスをただけでは、相談者の悩みは十分には解決されないのも現実だと思います。それは現在の裁判制度が女性の立場を十分に保障した仕組みになっていないということもありますが、電話でのアドバイスだけでは実際には一歩を踏み出せないということもあると思います。具体的に「横浜家庭裁判所に生活費を求める調停を起こせませうし、窓口に行けば書類は簡単に作成できますよ」と助言したとしても、実際に家庭裁判所に赴く人は少

ないだろうと感じています。それほど、自分で問題を解決しようとする力が乏しいと感じています。目の前まで行って、直接手をさしのべてあげたいと思うこともあるのですが、「横浜いのちの電話」では基本的にそこまではしていません。その意味では、電話相談には限界があるのも事実です。

しかし、そのようなプロセスを何回か行い、何度か第三者に相談している内に、少しずつ自分に向かい合えるようになり、問題を整理することもでき、少しずつ勇気も出てくるような気がします。実際、電話で法律相談をした後、話が好転しましたという報告を後日受けたことも何度かありました。

悩んでいる人の悩み解決のプロセスは様々ありますので、それを支援する場合にも様々なメニューを用意することが望ましいと思います。その一つとして、法律専門相談があると思います。このシステムにより、一人でも多くの方々が、生活の悩みから一歩を踏み出せるようになることを期待しています。

●多重債務相談センター／横浜弁護士会

クレジット・サラ金などの相談
横浜市中区日本大通り9番地 横浜弁護士会館
☎045-211-7700 (電話で要予約・30分以内)
9:45~11:45 相談料・5250円(税込み)

●犯罪被害者支援センター／横浜弁護士会

被害にあった人やその家族の方々のために
☎045-211-7724 (電話による相談初回のみ無料)
毎週火曜日・13時~16時

●子どもの人権相談窓口 総合法律相談センター／横浜弁護士会

いじめ・不登校・非行・学校とのトラブルなどの相談
☎045-211-7700 (面接の場合は要予約・無料)
相談日・火曜日13:15~16:15
相談受付・月~金 10~12時 13~16時

●総合法律相談センター／横浜弁護士会

いろいろな法律相談にお応えします
横浜市中区日本大通り9番地 横浜弁護士会館
☎045-211-7700 (面接相談・要電話予約)
相談料・7875円(45分以内・税込み)
相談日・月~金曜日13:15~16:15
予約受付・月~金 10~12時 13~16時

◆その他センター

- ・横浜駅東口法律相談センター ☎045-451-9648
- ・横須賀法律相談センター ☎046-822-9688
- ・相模原法律相談センター ☎042-776-5200
- ・川崎法律相談センター ☎044-223-1149
- ・海老名法律相談センター ☎046-236-5110
- ・小田原法律相談センター ☎0465-24-0017

【日誌 2004.5～2004.10】

- 11月 2日 活動協議会
- 4日 相談関連部会
- 6日 公開講座・相談員全体研修会
「援助者のメンタルヘルスを考える」
相談員委員会
- 12日 クリテイブルアソシエーション交流会
- 25日・27日 相談員全国研修会（広島）
- 26日 ファクス部会
- 12月
- 1日～7日 クリテイブル自殺予防のちの電話
相談員委員会
- 4日 相談員委員会
- 7日 法律専門相談懇談会
- 9日 相談関連部会
- 14日 2004年度第2回理事会
- 16日 クリテイブル事後研修
- 20日 事業支援委員会運営委員会
- 1月 6日 ファクス部会
- 7日 2005年度電話相談ボランティア
募集受付開始
- 8日 新年会・相談員委員会
- 13日 相談関連部会
- 24日 横浜市指導監督
- 2月 3日 相談関連部会
- 4日 ファクス部会
- 5日 相談員委員会
- 7日 事業支援委員会運営委員会
- 8日 広報部会
- 15日 2005年度電話相談ボランティア
応募締切
- 26日 2005年度電話相談ボランティア
応募者説明会
相談員全体研修会「むずかしい
かけ手への対応」
- 3月
- 4日～5日 相談員養成合宿研修
- 5日 相談員養成研修者評価会議
相談員委員会
- 6日 研修担当者会
- 8日 活動協議会
- 9日 スーパーバイザー懇談会
- 10日 相談関連部会
- 11日 春の映画会「永遠のマリア・カラス」
- 12日～13日 2005年度電話相談ボランティア
グループ面接
- 13日 2005年度養成研修者選考会議
2004年度養成研修者認定委員会
- 18日 2004年度第2回評議員会
- 23日 2004年度第3回理事会
- 26日 2004年度養成研修者認定式・歓
送迎会
- 28日 事業支援委員会交流会

編集後記

3月某日、北京・天安門広場でのことです。訪らの日本人旅行者の携帯に盗撮がありました。「〇ちゃん？ ママはどんな具合？ 熱下がった。よかった！ ちゃんとお散歩のように歩いて、パパはこれから遊園地に行くところ！」電話機種の驚異的な進歩には驚きを通り越してただただ呆然とするばかりです。それに比べて相談電話の内容に私たちが心を痛める状況はあまり変化しているとは思えません。専門家の助力も得て、より良い関わり手になりたいと思うこの頃です。（だ）

横浜いのちの電話 バザーのお知らせ

- 日時 2005年5月28日（土）
11:00～14:00
 - 場所 保土ヶ谷公会堂
- 献品をお願い
- ・新品衣料品（タオル・シーツ他）
 - ・食品（缶詰・調味料・海苔他）
 - ・雑貨（家庭用品・食器・景品他）
- *中古衣料品及び古本は扱いませんのでご了承ください。
（献品受付期間：5月9日（月）～27日（金））
お問合せ：横浜いのちの電話事業支援委員会
☎045-333-6163

神奈川県共同募金会からの配分金

平成17年度は、「横浜いのちの電話開局25周年記念講演会」に配分金を使用させていただきます。記念講演会は9月10日（土）「現代社会の心の健康について」講師・大野裕氏 を予定しています。

維持会員・賛助会員を募集

眠らぬダイヤルとして24時間体制で電話相談を続けていくためには、運営資金が必要です。維持会員または賛助会員になって資金面でご協力、ご支援下さい。

- 維持会員
（定期的に一定額を援助して下さる方）
個人 年間1口
3000円 5000円 10000円
法人・団体 年間1口
10000円（何口でも可）
 - 賛助会員
（任意な時に任意の額を援助して下さる方）
- ※法人は損金算入、個人は寄付金控除があり、税法上の優遇措置の対象となります。
- ※会員の方には広報紙、事業報告、公開講座、映画会等のお知らせをお送りします。5年ごとに映画会への無料ご招待があります。
- 振込先

横浜銀行反町支店 普通 0243460
社会福祉法人 横浜いのちの電話
理事長 榊原高寿

郵便局 郵便振替 00240-3-15191
社会福祉法人 横浜いのちの電話

※詳しくは横浜いのちの電話事務局までお問い合わせ下さい。
☎045-333-6163（月～金 9時～17時）

横浜いのちの電話 25周年記念コンサート

ペギー葉山

秋満義孝カルテット

- 日時 2005年10月28日（金）
開演17:45 開演18:30
- 会場 関内ホール（大）
- 入場料 ￥3,500（当日￥4,000）

お申込み・お問合せ ☎045-333-6163



AKIMITSU Yoshitaka

主な曲目

- ・学生時代
- ・ラ・ノビア
- ・南国上佐を後にして
- ・ドレミの歌
- ・愛の賛歌・他

ひとりぼっちで悩まずに…

たれかと話したいとき ころろ寂しいとき

横浜いのちの電話相談

045-335-4343

（24時間体制）

- ファクス相談 045-332-5673
- エイズ相談 045-335-4343

外国語電話相談

- ポルトガル語 045-336-2488
0120-66-2488
- スペイン語 045-336-2477
0120-66-2477
- 情報サービス 045-335-0092
（ポルトガル語・スペイン語・タガログ語による）